

別添

## 栃木県警察学校庁舎及び機動隊庁舎ガス需給仕様書

この仕様書は、支出負担行為担当官栃木県警察会計担当官 杉本 孝（以下「発注者」という。）が栃木県警察学校庁舎及び機動隊庁舎で使用するガスの需給について、必要な事項を定めたものである。

### 1 購入等件名

栃木県警察学校庁舎及び機動隊庁舎で使用するガス

### 2 納入場所

栃木県宇都宮市若草2-3-76

栃木県警察学校庁舎及び機動隊庁舎

### 3 仕様

(1) ガスの種類 都市ガス13A

(2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）による

(3) 供給圧力 低圧

(4) 対象メーター

警察学校

ガスマーティーの種類	ガスマーティーの番号
N S P 25. 0	631695061
N S P 50. 0	631696727
N S P 100. 0	212697857
N S P 50. 0	531697096
N S P 25. 0	619695029
N B P 6. 0	441790835
N S P 65. 0	609697350

機動隊庁舎

ガスマーティーの種類	ガスマーティーの番号
N B P 10. 0	589503749
N S P 30. 0	536695813

### 4 予定ガス使用量

(1) 予定最大時間流量 119 m<sup>3</sup>/h

※予定最大時間流量とは、契約期間を通じての1時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

(2) 予定年間ガス使用量 92,760 m<sup>3</sup>/年

※予定年間ガス使用量とは、契約で定める契約期間の予定月別使用量の合計量をいう。

(3) 予定年間引取量 74,208 m<sup>3</sup>/年

※予定年間引取量とは、契約で定める契約期間の最低引取量をいう。

(4) 予定月別使用量

（単位：m<sup>3</sup>）

年 月	使 用 量
令和8年6月	9, 010
7月	12, 670

8月	9, 750
9月	9, 210
10月	4, 600
11月	3, 700
12月	8, 610
令和9年1月	10, 260
2月	10, 410
3月	6, 370
4月	4, 960
5月	3, 210
計	92, 760

5 納入期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

6 費用の負担

接続供給におけるガスマーター取替え、通信設備等設置の費用は供給者側の負担とする。  
また託送（ガス導管の使用）や保安にかかる費用についても同様とする。

7 使用量の測定方法及び検針の結果等

- (1) 一般ガス導管事業者が設置した取引用ガスマーターにより計量を行うものとする。
- (2) 計量期間は、原則毎月1日から当該月の末日までとし、計量は、計量器により記録された値によるものとする。また、一般ガス導管事業者から受領した検針の結果等を毎月送付すること。

8 ガス供給設備の財産分界点

発注者と供給者との間で協議の上、確認、決定するものとする。

9 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところによりガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。また、ガス工作物の保安責任はガス事業法に定めるところにより、一般ガス導管事業者が負うものとする。ただし、同一構内に供給する他のガス供給者と共に使用されるガス工作物については、当該供給者と保安業務等の分担について協議を行うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については、発注者と供給者との間で協議の上、決定するものとする。
- (3) ガス事業法に基づき、経済産業大臣に届け出しているガス保安規程及びガス主任技術者の選任届の写し又はガス保安業務規程を提出するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

10 料金

- (1) 料金は、公的機関の発表する貿易統計のガスの原料に関する価格を用いて、原料費料金単価算定式を設定し算定するものとする。なお、算定式における変数は、ガスの原料に関する価格のみとする。
- (2) 季節需要を基準とした料金及び追加金の設定は認めないものとする。
- (3) ガス料金は、ガス小売事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。
- (4) 支払方法 每月ごとの精算払いとする。